

市民活動 ズームイン!

編集ボランティアスタッフによる体験取材コーナーです。

街で外国人に道を尋ねられた時、ドギマギした経験ありますか？



取材に際して、しみサボ編集ボランティアスタッフは【ACCESS】のスタッフ会議に参加させていただきました。
その席上、参加者の全体像や参加動機を知るためのアンケート調査の実施をお願いしました。
その調査結果から見えてきたものは…

◆◆ どんな人たちが学んでいる？

札幌在住の30歳代から50歳代が半数を占め、男女比はほぼ半数。会社員など仕事を持った人が5割を占め、主婦と退職者は3割です。英検取得者は5割弱、TOEIC受験者が4割、英語力を活かしたボランティア活動をしている人が2割もいます。



◆◆ 【ACCESS】の良いところは？（複数解答）

- 1位「会費が安い」
- 2位「ネイティブ講師との会話」「交友関係を広げることができる」
- 3位「英語力を伸ばすことができる」



半数近く人が「ほぼ毎回」参加していると回答。参加意欲の高さが見て取れる

●参加方法

日時：毎週金曜日の夜19:00～20:40頃
場所：札幌エルプラザ4階 大研修室or中研修室 参加費：600円
対象：18歳以上(高校生原則不可) 参加費600円で体験できます。事前予約不要

今回紹介するのは…

【ACCESS（札幌英会話協会）】

55年続く札幌市民による非営利の英会話学習支援団体です

【ACCESS】って何？

英語をスラスラ話したい、英会話を習ってみたい
と、一度は思う人は多いはず。

しかし、英会話教室に通うにはハードルが高すぎて二の足を踏む人が多いのではないか？

55年も続く【ACCESS】の魅力を探ってみました。

1962年、「札幌市民による札幌市民のための英会話サークル」、【ACCESS】(正式名称・札幌英会話協会)が立ち上がりました。

設立当初の会員には、あの元宇宙飛行士の毛利さんも参加していました。一切、営利を目的とせず会員自身が主体的につかわり自主的に会を運営する組織です。参加方法は事前予約の必要もなく、90分のレッスンで費用は参加費(600円)のみ、しかも4人のネイティブ講師が毎回、適切なアドバイスをしてくれます。

会場はJR札幌駅北口の「エルプラザ」で毎週金曜の夜、19時から始まります。常時、40～50名の参加者は4つのグループに分かれグループレッスンを楽しんでいます。

4つのグループはそれぞれレッスン方式が異なり、参加者自身の英語レベルと自分にあったレッスン方式を考慮してグループを選択することができます。途中でグループを交代することも参加者の自由です。

会の運営は会員自身がスタッフの一員となって、会場予約、会費の管理、参加人数の把握、ネイティブ講師との連絡など、毎月開かれるスタッフ会議で連絡・報告が密に行われています。年次会計報告、年間活動の決定などもスタッフ会議で決定されています。

取材を終えて

英語は大の苦手、英会話を聞いただけで緊張してしまうほど。そんな中での取材で感じたのは、やっぱり英語が話せたらカッコイイということでした。年齢層もレベルも様々な方たちに共通していたのは、レベルアップを目指す姿勢。アンケートの中でも入会の理由を7割の人が「英語力を伸ばす」ためと回答しています。

私は英語がわからずチンパンカンパンでしたが、緊張感の漂う中に日々笑顔がこぼれる瞬間がありました。このバランスが【ACCESS】が55年も続く秘訣ではないかと…そんなことを思いました。

●お問い合わせ先

E-mail : access-info@sapporo-ess.com
URL : <http://sapporo-ess.com/join.html>

みんなの市民活動相談

最近寄せられた市民活動に関する相談を紹介します。

図書紹介

「社会を変えるには」

小熊英二【著】
講談社現代新書

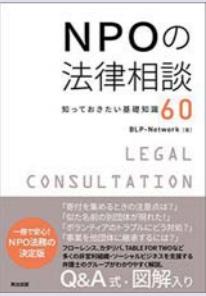
市民活動に関わるということは、「社会を変えたい」という思いを具現化することです。新書ながら500ページを超える厚さのこの本には、日本の社会運動の変遷や民主主義を生み出してきた思想とその限界、そして現代社会において社会を変えていくための手がかりとなる著者の考え方などが書かれています。活動のノウハウを解説する本ではありませんが、一步引いて市民活動とは何かを考えるうえで参考になります。

図書紹介

「NPOの法律相談－ 知っておきたい基礎知識60」

BLP-Network【編】
英治出版

NPO法人と一般社団・財団法人等との違い、社員総会や理事会の運営、資金調達時の注意事項、スタッフ等との人事問題等、NPO法人の設立から解散するまでに生じると思われる問題を分かりやすく解説しています。



Q1

自分でやりたいことのアイデアがあり活動を始めたい
と思っていますが、何から手をつけていいのかよく分
かりません。



市民活動相談員
小泉 雅弘さん
(さっぽろパブリック
サポートネットワーク)

A1

頭の中にアイデアはあるが、実際の活動に結びつかないというケースはよくみられます。市民活動には個人でできることもありますが、活動に広がりをもたせ団体を立ち上げたいのであれば、まずはその活動に興味を示し、動きを共にしてくれる仲間を見つけることが大切です。一人でも二人でも、そうした仲間が見つかれば、活動を具体化する大きなステップとなります。頼りになるメンバーが何人か集まれば、自分たちのやりたい活動の趣旨を文章にしてみましょう。それが会員や賛同者集めの呼びかけにつながりますし、より具体的な活動内容や運営のルール(規約)を固めていくことで、助成金の申請や法人化などの際の書類の基にもなります。

Q2

NPO法人が寄付等を受けた際に作成する領収書には、印紙を貼る必要がありますか？



税務・会計相談員
滝谷 和隆さん
(税理士)

A2

印紙税法は、「金銭又は有価証券の受取書」(17号文書)について、「営業」に関しない受取書は非課税と定めています。NPO法人は、法律や定款で、利益金又は剰余金の配当又は分配が禁止されているため、NPO法人の行う事業や活動は「営業」には該当ないと解されます。よって、NPO法人が発行する領収書には、印紙を貼る必要はありません。なお、請負契約書や土地賃貸借契約書や借用書等については、NPO法人であっても通常通り印紙を貼る必要があります。

このコーナーで紹介した図書は、札幌エルプラザ公共4施設1階の情報センターで借りることができます。

札幌市市民活動サポートセンター情報誌 「みんなのしみサボ」

編集ボランティアスタッフ募集

本誌「みんなのしみサボ」と一緒に作ってください
るボランティアスタッフを募集します。

対象・定員 おむね20～65歳程度で、市民活動情報誌作成に興味があり、月1回の編集会議および取材活動などに参加できる方 10人程度

申込期間 4月11日(火)～4月24日(月)

申込方法 札幌市市民活動サポートセンターで配布する所定の申込用紙を記入し、窓口で直接お申し込みください。

お
知
ら
せ

札幌市～所轄庁から

特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。

改正の主なポイントは以下のとおりです。

・事業報告書等の備置期間が延長されます。（平成29年4月1日から）

これまで翌々事業年度の末日までとされていましたが、「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで」となります。所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用。）

・認証申請時等の所轄庁の処理期間が短縮されます。（平成29年4月1日から）

これまで2ヵ月間とされていましたが、1ヵ月間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります。

【お問い合わせ先】 〒060-8611札幌市中央区北1条西2丁目札幌市市民活動促進担当課 TEL 011-211-2964

E-mail:shimin-support@city.sapporo.jp URL:<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>

お
知
ら
せ

札幌市～所轄庁から

特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。

改正の主なポイントは以下のとおりです。

・事業報告書等の備置期間が延長されます。（平成29年4月1日から）

これまで翌々事業年度の末日までとされていましたが、「作成の日から起算して5年を経過した日を含む事業年度の末日まで」となります。所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用。）

・認証申請時等の所轄庁の処理期間が短縮されます。（平成29年4月1日から）

これまで2ヵ月間とされていましたが、1ヵ月間に短縮され、より迅速な手続きが可能となります。

【お問い合わせ先】 〒060-8611札幌市中央区北1条西2丁目札幌市市民活動促進担当課 TEL 011-211-2964

E-mail:shimin-support@city.sapporo.jp URL:<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/index-1.html>

市民活動サポートセンターから

相談窓口

市民活動相談

活動経験豊富な「さっぽろパブリックサポートネットワーク」のメンバーが相談をお受けします。

相談日時

火曜～金曜日 15:00～18:00
(祝日休)

※「税務・会計相談」「法律相談」は完全事前予約制です。予約は相談日の前週月曜日までにお願いします。
※4月以降の日については、直接、札幌市市民活動サポートセンターまでお問い合わせください。

会 場 札幌市市民活動サポートセンター相談窓口

税務・会計相談

北海道税理士会所属の税理士が法人会計等の相談にお答えします。

相談日時

3月27日(月) 17:00～20:00

※「税務・会計相談」「法律相談」は完全事前予約制です。予約は相談日の前週月曜日までにお願いします。
※4月以降の日については、直接、札幌市市民活動サポートセンターまでお問い合わせください。

会 場 札幌市市民活動サポートセンター相談窓口

法律相談

「NPOのための弁護士ネットワーク」の弁護士が市民活動団体・NPO法人運営に関する法律のご相談に無料でお答えします。

相談日時

3月6日(月) 15:00～18:00

※他にも役立つ情報をHPに掲載していますのでご覧ください。HP:<http://www.shimin-sl-plaza.jp>